

事 務 連 絡
平成29年12月1日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

障害児通所支援の質の向上等に係る留意事項等について（通知）

平素より、東京都の障害者・障害児施策の推進にご理解とご協力を頂き、感謝を申し上げます。

障害児通所支援の質の向上等については、厚生労働省より、平成28年3月7日付障発0307第1号「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」及び、平成29年7月24日付障発第1号「児童発達支援ガイドラインについて」が発出されており、既に各事業所宛てに周知を行っているところです。

各指定障害児通所支援事業所におかれましては、これら国通知の内容及び下記事項について十分ご留意の上、障害児通所支援の質の向上に一層取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1 指定障害児通所支援の質の向上に向けた取り組みについて

指定障害児通所支援事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「法」という。）、法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下、「基準省令」という。）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等に基づき事業所運営を行っているところですが、特に以下の法令の規定について、遵守するようお願いします。

- (1) 指定障害児通所支援事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。（法第21条の5の17第2項）
- (2) 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。（基準省令第14条。第54条の5（基準該当児童発達支援）、第64条（指定医療型発達支援）、第71条（指定放課後等デイサービス）、第71条の4（基準該当放課後等デイサービス）及び第79条（指定保育所等訪問支援）の規定により準用する場合を含む。）

- (3) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(基準省令第26条第3項。第54条の5、第64条、第71条、第71条の4及び第79条の規定により準用する場合を含む。)

2 児童発達支援ガイドラインの活用について

指定児童発達支援事業者は、支援の質の向上と支援内容の適正化を図るため、以下により、児童発達支援ガイドライン（以下、「児発ガイドライン」という。）の活用を図るようお願いします。

- (1) 指定児童発達支援事業者は、事業所内で行われる研修やスタッフのミーティング等において、積極的に児発ガイドラインを活用すること。
- (2) 活用の際は、児発ガイドライン本文の活用のほか、児発ガイドライン別添の「児童発達支援センター等における事業所全体の自己評価の流れ」を参考として、自己評価表を活用し、適切に自己評価を行うこと。また、改善目標に沿って支援内容を改善すること。
- (3) さらに、自己評価を行った後には、自己評価結果を利用保護者等に公表し、自己評価結果及び公表の状況について、東京都及び事業所所在区市町村に報告すること。

3 放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付けについて

平成29年4月の省令改正において、運営基準の見直しがあり、放課後等デイサービスガイドライン（以下、「放デイガイドライン」という。）の遵守及び自己評価結果の公表が義務付けられました。これに伴い、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の改正も行っておりますので、省令及び都条例を確認し、以下について遵守するようお願いします。

なお、自己評価結果公表については、後日、報告に関する手続きについて、別途連絡いたします。

- (1) 運営基準において、放デイガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うこと。
- (2) 質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならないこと。

以上

担当 東京都福祉保健局障害者施策推進部 施設サービス支援課児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374
--